一括計上価格を計上する 低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式について

平成30年4月1日改正

※「5. その他」追記

1. 建設工事【変更なし】

【範囲】

予定価格の7/10~9/10

【計算式】

- ◆工事(建築工事を除く)
 - 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55+一括計上価格×1.0
- ◆建築工事

(直接工事費-現場管理費相当額) \times 0.95+共通仮設費 \times 0.9+(現場管理費+現場管理費相当額) \times 0.8+一般管理費等 \times 0.55

- ※現場管理費相当額については以下のとおり。
 - ・建築物の解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事および工事費の過半が機器 設置費である建築設備工事の場合

現場管理費相当額=直接工事費×20%

- ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合 現場管理費相当額=直接工事費×10%
- ○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の7/10~9/10の範囲で定める。
- ※上記にかかる電気通信工事における取り扱いは次のとおり。

(一般工事)

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- •共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額
- ・一般管理費等は機器費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額 ただし、「直接製作費」は機器費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は機器費に1/10を乗 じた額、「工場管理費」は機器費に2/10を乗じた額、機器費の「一般管理費等」は機器費 に1/10を乗じた額とする。

(鉄塔・反射板工事)

- ・直接工事費は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の 合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額 ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に6/10を乗じた額、「間接労務費」 は鉄塔製作費に3/10を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に1/10を乗じた額とする。
- ※上記に係る機械設備工事における取り扱いは次のとおり。
 - ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
 - ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
 - ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額

2. 業務委託 【変更あり】

【範囲】

予定価格の6/10~8/10 (地質調査業務については2/3~8.5/10)

【計算式】

◆測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.48+一括計上価格×1.0

◆土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48+一括計上価格×1.0

◆建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

◆地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45+一括計上価格×1.0

◆補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45+一括計上価格×1.0

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の6/10~8/10(地質調査業務については 2/3~8.5/10)の範囲で定める。

3. 算定方法 【変更あり】

<低入札価格調査基準価格>

- ①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。
- ②上記①の金額を千円単位に丸め(千円未満切り捨て)、消費税相当分を乗じる。

<最低制限価格>

- ①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。
- ②上記で求めた基準となる金額に、係数 α (0.995 $\leq \alpha \leq$ 1.005)を乗じてランダム処理する。
- ③ランダム処理された金額を千円単位に丸め(千円未満切り捨て)、消費税相当分を乗じる。

4. 適用時期

平成29年5月1日平成30年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。

5. その他

(業務委託において異なる業務区分が混在する場合の算定方法)

・個々の業務毎に上記算定方法により低入札価格調査基準価格(または最低制限価格)を設定し、その合計を当該業務の低入札価格調査基準価格(または最低制限価格)とする。